

令和6年度 第1回葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時：令和6年8月2日（金）午後1時57分～午後3時38分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 多目的ホール

出席者：青柳委員、井上委員、黒崎委員、齊藤委員、坂井委員、佐々木委員、杉江委員、
鈴木委員、千田委員、津村委員、鳥居委員、松田委員、柚木委員（五十音順）

Zoomでの参加者：林委員（五十音順）

14名出席

事務局：長谷川総務部長、柳池人権推進課長、村上男女平等推進係長、小熊人権施策推進係長、
男女平等推進係員1名

傍聴者：なし

欠席：板井委員、島野委員

議 題：

- （1）政策・方針決定過程への女性の参画状況について（令和6年4月1日現在）資料1
- （2）男女平等推進計画（第6次）進捗状況について（令和5年度分）資料2
- （3）「審議会等への女性の参画促進に関する指針」について資料3

<当日机上配付資料>

- ・資料1：政策・方針決定過程への女性の参画状況調査（集計表）他
- ・資料2：男女平等推進計画（第6次）進捗状況調査票（令和5年度分）
- ・資料3：審議会等への女性の参画促進に関する指針
- ・参考：葛飾区男女平等推進計画（第6次）本体・概要版（新規委員のみ）
- ・葛飾区男女平等推進審議会名簿
- ・葛飾区男女平等推進条例
- ・葛飾区男女平等推進審議会規則
- ・葛飾区男女平等推進審議会運営要領
- ・ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業リーフレット
- ・各講座チラシ等

1 開 会

2 委員委嘱

委員改選に伴う委員委嘱

3 区長挨拶

4 委員紹介

委員及び事務局紹介

5 葛飾区男女平等推進条例及び葛飾区男女平等推進審議会について

葛飾区男女平等推進条例、葛飾区男女平等推進審議会規則、葛飾区男女平等推進審議会運営要領に基づき事務局が説明

6 会長及び職務代理の選任

「葛飾区男女平等推進審議会規則第2条第2項」に基づき、会長の互選を行い、柚木委員に決定した。

また「葛飾区男女平等推進審議会規則第2条第4項」に基づき、会長より職務代理を指名いただき、板井委員に決定した。

7 議 題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況について（令和6年4月1日現在）

事務局より、資料1について説明

会 長：ただいまの説明を受けて皆様からご意見等を頂きたいと思いますが、本日配付されて皆さん初めてご覧になっているかと思います。細かい数字が多く、今すぐに何かご意見が出しにくいかと思うので、私から1点確認をさせていただきたいと思います。資料1－1中の2枚目「3. 区長の私的諮問機関等」ですが、合計委員数が70名だったと思います。それが27.6%で括弧内が前年度となると、数字だけで見た場合、減ったという解釈でよろしいのでしょうか。

事務局：数字だけ見てしまうと、この資料内共通なのですが、新しい女性委員を登用しながら新しくできた審議会で、例えば「葛飾区子ども・若者支援地域協議会」については、最初から25名のうち12人で48%、約半分の委員を登用するということとしています。この割合のとおり、新しくできたものについては増えていく状況でございます。しかしながら、この会議体一つ増えてしまうと、それぞれの委員の割合もまた同時に、女性の割合が減ることがどうしても目立ってしまいますので、この割合と会議体で比べてしまうと、そう見えてしまうところをご理解いただければと思います。

会 長：ほかの委員の方はいかがですか。また後ほどでもお時間があればご質問いただければと思います。

委 員：一つは今ご指摘があった区長の私的諮問機関についての割合ですが、実は私、「工業振興会議」のメンバーです。各産業界のメンバーにつきましては、男女云々ということの前に、後継者不足ということと、現況の工業委員数比については、ベースとして圧倒的に男性が多い、産業界構造別の理由が一つあるということで、若干数字の割合は苦しいところがありますが、一方、これは私の感想になりますけれども、「防災会議」や「都市計画審議会」、こういった大きな防災の問題や都市計画のインフラに関わる大枠については、まだまだ女性の比率が少ないなと感じます。努力目標はありますが、その目標自体が私としては低すぎるなという感想を持ちます。

会 長：ありがとうございます。今のことにして事務局から何か追加のご説明はありますでしょうか。

事務局：貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、特に「防災会議」につきましては、もともと目標値が 24%で、意気込みを問われるところではございます。この防災会議は、自主防衛団組織を運営する構成員や指定の公共機関及び地方公共機関、例えば京成電鉄高砂駅の所長など、役職者が多いため、補足する形で私的諮問機関に「女性のための防災対策等検討委員会」を設置しており、防災会議に女性の意見を反映させる形でつくり上げた経緯もございます。そのように組織上難しい審議会につきましては、私的諮問機関を活用し、女性の意見を吸い上げていく取組が進んでおり、今後もそのような取組を進めていきたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

会 長：ありがとうございます。ご説明があった「女性のための防災対策等検討委員会」はいつから発足ですか。

事務局：平成 25～26 年ぐらいかと思います。

会 長：では、かなり前から存在していたということですね。

事務局：3 年ぐらい前に会議体の名称が変更になりました。葛飾区では、女性が避難所で過ごすにあたって、必要な避難物資や子どもには何が必要なのかを女性の意見を聞きながら取組しました。

会 長：ありがとうございます。区長の諮問機関から、横からサポートできるようになっているというご説明ですね。ありがとうございます。

他の委員の方、いかがでしょうか。なければ、ではまた何かご意見があれば後ほど伺いすることにいたします。

それでは、引き続きまして、議題の 2 番、男女平等推進計画（第 6 次）の進捗状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

（2）男女平等推進計画（第 6 次）進捗状況について（令和 5 年度分）

事務局より、葛飾区男女平等推進計画（第 6 次）本体・概要版、資料 2 について説明

会 長：ありがとうございました。

膨大な資料で大変ですが、要点をかいつままで事務局からご説明がありました。新しく委員になられた方々は大変な作業だと思いますけれども、ご質問、ご意見があればよろしくお願いします。

委 員：ご説明ありがとうございました。「学校等における男女平等教育の推進」で、制服のジェンダーレスが進んでいることがすばらしいと思いました。実際、私の子どもの学校でもジ

エンダーレスの制服が取り入れられております。ただ、1点気になるのは、もしかしたら多くの学校で、女子はスカート・スラックスを選べます、男子にはズボンのみでスカートの選択肢がないのかなと認識しております。男女の性別のらしさ規範は非対称だと承知していますが、決まりを設けずに、本当のジェンダーレス、ジェンダーフリーにしてもよいのかなと思いました。

会 長：重要なお指摘ありがとうございました。この件に関して、事務局から補足の説明はございますでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。制服のジェンダーレスにつきましては、かなり教育委員会でも積極的に議論を進め、やっとここまで到達できたという結果でございます。ただ、ご指摘のようにブレザー型を選択肢の一つとして与えているところです。また、女子でもスラックス・ネクタイの着用も可としているところもあり、それぞれの学校で保護者や生徒の意見を聞きながら、その実態に合った選択肢を設けている状況でございます。あと1校残っておりますので、今回のご意見としては教育委員会にも伝えさせていただきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。
ほかの委員はいかがでしょう。

委 員：ご説明ありがとうございました。私も1番の「学校における男女平等にかかわる適正な指導」について質問をさせていただきます。令和5年度実施内容について、「全ての学校において男女平等教育を、人権教育の全体計画及び年間指導計画に位置付け、計画的に実施」とありますが、これは具体的に年間で何時間やっているのか、その内容に関しては学校によって様々か、それとも何か共通しているか、そういう情報というのはどこかで知ることのできるのでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。このご質問に関しては、実はいつも頂き、興味が高い分野だと認識しております。人権教育におきましては、学校の年間計画に取り入れ、社会科や家庭科、道徳など、それぞれの単元として取り組む分野と、総合的な学習として一日取り組む分野など様々な取組の方法あると伺っております。「この学校は何時間取り組みました」というのは結果の公表はしていないかと思いますが、そういうご意見があったことは伝えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。
ほかの委員はいかがでしょう。

委 員：13ページの35番、産業経済課の担当で、「キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業）」と書いてあり、213名も応募があり、とても人気のある講座だったと思うのですが、これは受講料を支払う講座ですか。無料ではないのでしょうか。どうしてこ

ういうことをお聞きしたかという、人権推進課でも、例えば困難な状況の女性たちにこのようなことができないかなと思ったのです。平日コース、土曜日コースなど柔軟性を持って、費用負担など女性たちが受けるにはハードルが高くないよう、福祉の面において区で援助するなど、今までそういったことはございましたか。母子家庭、シングルマザー、経済的に困難な方で、手に職がないという方に対して、今までそういう企画があったのかということ、そういうことも考えていただきたいという意見です。

会 長：ありがとうございます。恐らく困難な女性の支援ということも随分念頭に置いてのご発言だったかと思います。今までこの講座の受講料に関して、補助あるいは何かそういう形のものがあったかどうか、今お手持ちの資料で何か分かることがあれば、事務局からお願いできますでしょうか。

事務局：無料でございます。

委 員：何歳以上や何歳以下など何か受ける方の条件があるのでしょうか。

事務局：今、例えば手元にありますのは、対象者として、就職活動中、またはこれから就職活動をスタートしたい女性、年齢不問というところがあります。また、来春卒業予定の大学生、短大生、専門学生の方も大歓迎ということだったりします。

委 員：無料でしたらそういう方たちに知らせてあげたいような気がしますね。そういうことを積極的に働きかけていただければと思います。

会 長：おっしゃるとおり、情報格差みたいな形になってしまう可能性がありますね。

委 員：そうです。そのとおりです。

事務局：大変失礼いたしました。今、私のほうでご説明したのは、区で実施している「就職支援セミナー」という類似の事業を無料ということでご紹介させていただきました。失礼いたしました。

そして、今手元に情報を入手したのですが、「キャリアアップ講座」につきましては、実施予定の講座は項目によって若干お金がかかるという講座もございました。大変失礼いたしました。また、それを補助するということは今お答えできませんので、お調べしてお答えするというところでよろしいでしょうか。

委 員：お答えではなく、していただきたいなと思っています。

事務局：貴重なご意見として伝えさせていただくというところで、よろしいでしょうか。

委 員：ぜひぜひ、お考えください。

事務局：ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。貴重なご指摘だったと思います。

ほかの委員はいかがでしょうか。

委 員：ご説明ありがとうございました。先ほどのご質問の方と同じところになるのですが、2点ほどお伺いしたいところがございます。13 ページの「施策の方向4 女性の職業生活継続のための支援」の34番と35番で、先ほど受講が有料なのか無料なのかといったお話がありました。私からもご質問がございます。この35番の「キャリアアップ支援講座」に関してなのですが、女性の受講者が非常に多かった科目等の割合が書いてあり、こちらの講座に関しては、資格を取得することが目標になっているということによろしいでしょうか。

そして、2つ目には、この後の追跡調査、例えば資格を受講した後に就職支援がセットになっているのか。セットになっている場合は、就職率はどのぐらいのものかといったことをお伺いできればと思っております。大変すばらしい支援で、私自身の研究テーマもまさに、私は区のものではないのですが、東京都全体の就労支援政策、あるいは職業訓練制度について研究しておりますので、非常に興味がありました。もしも、先ほどお伝えしたように、これは就職支援等がセットになっているものということが今分かるようでしたら教えていただければと思います。

会 長：大事なお指摘ありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。今の委員からの質問にお答えできますでしょうか。

事務局：キャリアアップ支援を支援するために、その後の就職決定をされたという報告は頂いているところでございますが、その追跡調査というところで、一昨年につきましてはフォローしているという報告は頂いております。

委 員：ありがとうございます。特に、こういった区が実施している就労支援や、東京都が全体で行っている就労支援もそうですが、女性の就労支援ということで、資格習得講座は非常に多いのですが、資格を習得したからといって、その後本当の意味でのキャリアアップにつながるのか、あるいは就職はできるのかといったところが非常に重要になってくる点です。そのあたりはやはり継続的に見ていただきたいことと、先ほどのご質問にもあったように、やはり料金がどのぐらいかかるのかということで、困窮している世帯の方々が受講しやすい環境をつくっていくということが非常に重要になってくると思いますので、意見させていただきました。

会 長：ありがとうございます。確かに、これだけの資格取得に向けてのサポートがあるにもかかわらず、それがどういう形で就労に結びつくのかという大事な指摘だったかと思います。ありがとうございます。ほかの委員はいかがでしょうか。

委員：質問が2点ございます。8ページの事業番号17で、係長級以上の職員に占める女性職員の割合を40%の目標で、令和6年度に「女性職員のワーキングチームを結成」と記載がございます。こちらの職員の人数やこういう取組の開催頻度、あとは外部講師を招いての講習やそのようなものがあるかどうか、予定されているかをお伺いしたいのが1点。

もう1点は、23ページの事業番号62「子どもとその家庭に関するさまざまな相談」というところで、令和5年10月に児童相談所が葛飾区にもできまして、その前後で相談件数や内容の変化があったのか。まだ1年たってはいませんが、何か件数の変化がありましたら教えてください。

事務局：まず、17番の女性職員の推進計画における今年度の取組ですね。ワーキングチームについてのご質問だったかと思います。こちらについては、内部の職員、特に女性職員を中心にしているワーキングチームで、20名弱のメンバーでやっております。外部の講師というところでは、ワーキングチームの中で作業部会を設けており、作業部会を補佐するオブザーバーを4名ほど置いております。その中でご意見をヒアリングし、やり取りをしながら検討を進めるというところでございます。今年度中にまとめ上げるということもあり、外部講師を呼んで講義をするのではなくて、それを取りまとめるトップに当たる者が他の自治体の取組を情報として入手し、様々な文献を考察しながら、課題や仮説の下で検討をしているところでございます。検討の回数は、大体月1回程度ワーキングチームを開催しています。

次に62番の「子どもとその家庭に関するさまざまな相談」で、児童相談所が開設したことによって相談件数の増があったかということですが、援助の要請などがあれば連携を取りながらやっていく状況でございます。そして、昨年度に比べると、新規件数、継続件数とも増加している状況です。それは児童相談所が開設したことによって相談が一気に増えたかというのは、決してそれだけではないということは推察されるところでございます。葛飾区に児童相談所ができれば、一定数の周知及び相談のしやすさということで件数が増加した要因だと思いますが、それだけが大幅に急増したのではないということでございます。

会長：ありがとうございます。

次の委員をお願いします。

委員：2番の教育指導課の「男女平等教育の視点における性教育の実施」について質問ですが、「令和5年度の成果・今後の課題」のところで、性教育の実施をしている、それから「宿泊学習の事前指導において性教育を実施した」とありますが、「体系的に指導を実施した」とありますが、具体的にどういった内容をしているのか。それが区内で統一した何か指導の方針などがあるのかということが一つ。

それから、この宿泊学習の事前指導は、私が子どもの頃もそうだったのですが、昔から男女別に行っていますが、最近は生理について、男子も知識を得るべきだというような話が多く出ているかと思います。そういったところへの対応というのがあるのかということ。それと、「令和6年度実施予定」のところに「小・中学校における『生命の安全教育』の

実施」がありますが、これは令和4年度に方針を決定して、令和5年度から全国で行うことになっていたと思いますが、これまで教育委員会などを見ていると、見た感じでは全く具体的になっていないような印象を受けています。ここに予定と書かれていることは何か具体的に計画があるのでしょうか。

会 長：事務局からお願いします。

事務局：2番の性教育の実施というところのご質問等を伺いましたが、質問の2番目をもう一度確認させていただいてよろしいですか。男性の生徒さんに対してもということですか。

委 員：そうですね、男女を分けることなく、一緒に女子の生理についての知識を男子生徒も学ぶような機会があるのかどうかということでございます。

事務局：ご質問ありがとうございます。今いろいろとご質問を頂戴いたしまして、性教育の進め方につきましては、やはり発達課題及び生徒の理解度または発達度に応じまして、その学校ごとに生徒に合わせながら取り組んでいる状況でございます。また、その取り組み方につきましても、教員がやるのか、養護教諭の先生が集中してやるのかというところは、これも学校ごとに違う状況でございます。男性生徒なのか女性生徒なのかという点につきましても、学校ごとの取組によっては若干変わってくるというところでございます。

次に、「生命の安全教育」のところでございます。生命の安全教育については、性教育とは別のもので、おっしゃっていただいたように令和4年度から全国の学校で取り組むようにという指針が出されたところでございます。葛飾区においては、令和6年度につきましては、全校で実施するということを確認しているところでございます。しかしながら、このプログラムは、小学校1年生から中学校3年生まで、生命の安全教育に基づく教材が様々ありまして、その学校に応じて小学校1年生に取り組みたいのか、または中学生に取り組みたいのか、学校ごとに違いがあり、どの学年に何を伝えていきたいか、いろいろな特色を持たせながら使い分けをしていくというところでございます。

また、葛飾区では、葛飾日赤との連携事業というところにも取り組んでいるところでございます。昨年度中に調査をかけて、手挙げをしていただいたところには、連携事業という形で取り組んでいるという状況でございます。

委 員：ありがとうございます。この「生命の安全教育」に関しては、おっしゃるとおり、性教育とはまた別で、被害者にも加害者にもならないための教育という位置づけであると思います。だからこそ、やったところとやらないところがあったりすると、子どもによって、どの学校に通っていたかによってそういう教育が受けられる・受けられないということがありまして、それによって犯罪に遭ったり、自分が加害者になってしまったりということがあるかと思います。それに左右されてしまうということはあってはならないので、何か共通の一定程度の基準があるといいのではないかなと思いました。

会 長：ありがとうございます。もう一つ何かございましたでしょうか。

委員：これは意見ですが、66 番の「配偶者等からの暴力相談」の「令和 5 年度の成果・今後の課題」のところで「引き続き相談窓口の周知に努めていく」とありますが、これはぜひやっていただきたいなというところで、今もDVに関係するイベントや講座、こういったパンフレットやカードを配ったりということをしているかと思いますが、それ以外のあらゆる講座やいろいろな機会を利用して、作成しているパンフレットなどをもっと配ったりしてもいいのではないかなと思いました。

会長：ありがとうございました。
次の委員お願いいたします。

委員：「相談体制の充実」のところに、今まで私がやっている「弁護士による女性の相談」というのが項目に入っていたのではないかなと思うのですが、今回のところには書いていないので、これはどうして入っていないのでしょうかというところと、もしかすると、区民の女性であれば相談を受けるということでやっているから、この配偶者暴力というところに特化されていないからということで外されたのかなと思ったのですが、ただ、内容としてかなりDV相談というのが多いことは現実で、葛飾区では法律相談、区役所のほうで弁護士がやっている相談というのかなりあるのですけれども、ここは女性だけとしているために、かなりDV相談が多くて、9割方は離婚の相談であって、それでお子様を連れた離婚の相談というのかなり多い。それで内容としてもDVのことをいろいろ扱うことが多く、逆にほかのDV相談との連携とかもできたら本当はいいなと思っていたところなんです。ほかのDV相談で「法律相談に行きなさいと言われました」と来るということもあって、全然内部の相談員同士では連携ができていないので、これができたほうがよりスムーズになるのではないかなと思いました。

それで、この頃、女性相談の相談件数がかなり減っていて、相談員同士で話しているのが、「養育費の相談とかがかなり来なくなったのは、ほかのチャンネルができたからなのだろうか。それだったらいいね」と言っているのですが、もしそういうものが区で子育て支援とかで養育費の相談が充実することにより、こちらの法律相談に来なくなったということであればよかったなと思うのですが、そのあたり、ご存じであれば教えていただきたい。この2点でございます。

事務局：ありがとうございます。また、法律相談のご従事、お忙しい中で誠にありがとうございます。

そして、説明でピックアップをさせていただかなかったこと、大変申し訳ございません。各種相談事業、「相談体制の充実」のところは、配偶者暴力防止という項目の目標にひもづけられた事業で整理をさせていただいておりまして、ページ数といたしましては 35 ページでございます。この事業をどのようにこの計画に位置づけるかという整理のところ、「各種相談事業」につきましては、女性の様々な悩みに対して弁護士の先生またはカウンセラーに応じるということ、あと男性の悩みについても悩みごと相談で受け付けていく、法律相談は、男女平等の推進体制の部分、男女平等推進センターの機能全体を上げて重要な項目として位置づけさせていただいております。また、今後の7次の計画に当たって、

こういったところが見えにくい、また理解されにくいということであれば、「相談体制の充実」に再掲したりなど、変えていくことも一つ議論にはなっていくかとは思いますが。現時点では、99 番に 6 次の計画の間は位置づけられていることを何とぞご了承ください。

また、相談件数につきまして、昨年度、令和 4 年度から 106 件から増加いたしまして、114 件とかなり増えてきているという状況は、先生から相談のご意見もあったかとは思いますが、実績としては増えている状況でございます。相談の内容によっては、もちろんDV相談等との連携を図りながら解決をしていくことがその方の支援にとって一番重要であるということは当然であると思しますので、今後も連携という形を取りながら取り組んでいきたい分野であるということをご報告させていただきます。ご意見ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。

また次の政策のときにも、ぜひ議論させていただきたいと思えます。

他の委員はよろしいでしょうか。

それでは、議題の進行を先にさせていただきますが、議題 3「審議会等への女性の参画促進に関する指針」について、事務局のほうから改めてご説明をお願いいたします。

(3)「審議会等への女性の参画促進に関する指針」について

事務局より、資料 3 について説明

会 長：ありがとうございました。

それでは、今の議題 3 に関して皆様からご意見等を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、取りあえず今はご意見がないということで、最後に事務局から事務的な連絡事項をよろしく願いいたします。

8 次回開催日程

事務局：本日は机上配付という形で資料を本日お見せする形になり、新しい審議委員の皆様には内容を理解することが非常に困難であったのではないかと、本当に申し訳ございませんでした。今後は事前の資料送付という形を取らせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

しかしながら、そのような中でも本当に活発な、貴重なご意見をたくさん頂戴し、この内容を所管課に伝えながら計画を確実に進めてまいりたいと思っているところでございます。

事務的な連絡につきまして、1 点ほどご案内させていただきます。第 2 回目の審議会でございますが、11 月の開催を予定しております。また、日時については、決定いたしましたら早々にご連絡をさせていただきますので、本来でしたらこの中で何日ですと決めさせていただければよかったのですが、また調整させていただきまして、ご案内してまいります。以上でございます。

9 閉 会

会 長：それでは、まだまだ議論、意見、質問が尽きないところではございますが、本日の審議会の議題は全て終了したということで、閉会とさせていただきます。
長時間にわたり、活発なご意見ありがとうございました。

事務局：どうもありがとうございました。

また、議事録は、皆様にご確認で連絡させていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。